

令和 7 年度

新潟市地域医療を支える看護人材等確保・育成事業補助金 概要

区 分	内 容		
目 的	訪問看護ステーションに対し、訪問看護に係る知識や技術の研鑽を目的とした研修会等へ参加する経費を補助し、在宅医療を支える訪問看護の質の向上とその業務に従事する人材の確保を図る取り組みを支援することを目的とする。		
対象	新潟市内において訪問看護ステーションを運営する法人		
補助の対象となる職員	新潟市内訪問看護ステーションに従事する医療専門職		
補助対象期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日		
補助の対象となる研修	訪問看護に従事する職員として知識・技術習得のために受講する研修、訪問看護ステーション全体としての機能の向上、質の向上に資する研修(事業所内部および外部で受講する研修) ※他制度による補助金を受けている場合は対象外		
(※) 外部研修 の例	■ 新潟県看護協会が実施する研修 ・訪問看護従事者研修会(新任者編・スキルアップ 編・管理者編)、在宅看護(入退院支援) ・訪問看護師育成サポート研修 ■ 訪問看護推進協議会が開催する研修、日本看護協会等が実施するeラーニング研修 等 ■ 学会参加、発表等 ■ その他、訪問看護に従事する職員として知識・技術習得のために必要な研修であると市が認めるもの		
助 成 額	対象経費の2分の1以内(上限10万円) 事業完了後に交付		
補助の対象となる経費 (消費税を除く)	研修受講費	受講にかかる受講料や教材購入費等	外部研修
	旅費	鉄道費、宿泊料などの実費	
	報償費	講師などに対する謝礼	
	消耗品	1品3万円未満の物品 (活動に必要な物品、事務用品などに限る)	内部研修
	印刷製本費	資料、パンフレット、冊子などの印刷経費	
	使用料賃貸料	研修会場などの会場の使用料、機器または物品の借上げ料	
	その他	上記以外で事業に必要があると市長が認めたもの	
※訪問看護ステーションとして支出をした経費が補助対象 旅費(交通費)については、新潟市の旅費の運用基準に準ずる			
補助対象とならない経費	飲食費(外部講師の飲食費も含む)、市が経費を負担する事業で研修費参加などを市に支払った経費		